

# 三重県歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項

平成 30 年 3 月 12 日

## 1 募集の目的

県有施設の有効活用により新たな財源の確保を図り、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うため、ネーミングライツ・パートナーを以下のとおり募集します。

## 2 募集概要

### (1) ネーミングライツの対象となる歩道橋

道路管理者三重県が管理する歩道橋全てを対象とします。ただし、既にネーミングライツ・パートナーが決定している歩道橋、その他ネーミングライツの対象とすることが適切でない三重県が認めた歩道橋については対象外とします。

なお、複数の歩道橋に応募いただくことも可とします。

ただし、選定に際しては、歩道橋ごとに応募者間の順位付けを行い候補者を選定するため、応募金額、応募契約期間によっては、いずれかの歩道橋のみ、又は全ての歩道橋において候補者とならない場合があることをお含みおきください。

### (2) 契約条件

ネーミングライツ料の契約下限額：1 橋あたり 18 万円（年額） 1

契約期間：3 年から 5 年 2 3

- 1 契約下限額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。また、2 箇所まで表示する場合の金額であり、3 箇所以上表示する場合は、1 箇所につき 9 万円（年額）増額となります。
- 2 工事等の理由により希望する契約期間より短期でしか応募いただけない場合があります。
- 3 契約の更新を希望する場合は、優先交渉権があります。

### (3) 命名条件

愛称は、末尾部分を原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含み、その施設が歩道橋であることがわかるものとしてください。使用可能な愛称の例は次のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名( 事業・商品内容の併記可( 必要最小限 ) )	ロゴマーク、キャラクター、矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

愛称表示は、同一壁面につき 1 箇所とし、その位置は原則として歩道橋の右半分の中中央とします。ただし、右半分に表示スペースが無い場合はこの限りではありません。また、既設の信号・標識等から 50 cm 以上間隔を空けるものとします。

愛称の表示面積は、既に歩道橋に表示されている「地点名( 町名 ) 表示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が 10 m<sup>2</sup> 以内かつ同一壁面面積の二分の一以内までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ 10 m<sup>2</sup> 以内かつ同一壁面面積の二分の一以内までとなります。）

表示する文字の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1 文字あたり最大で 30 cm 角までとします。また、愛称は二行以上書とせず、一行で記載してください。

文字の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、

信号や道路標識等と誤認の危険性のある色等は使用できません。

提案された愛称（文字フォント、文字色等を含む）のデザインは、本県が交通管理者と協議したうえで、交通の安全等を考慮して変更を求める場合があります。

ネーミングライツ・パートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、SNS、出版物等）で表示することができます。

県が作成するパンフレット等の印刷物やホームページ等において、愛称とともに、従前の名称を併記させていただくことがあります。

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

交通管理者が定める交差点名称等、道路管理者以外の者が歩道橋名称を用いて表示するものについては変更されない場合があります。

愛称については、商標権等の侵害とならないよう、事前に御確認ください。また、県管理道路の他の歩道橋と同一の愛称は使用できません。なお、商標権等で問題が生じた場合は応募者が解決するものとします。

三重県広告掲載要綱第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

#### （４）愛称表示に伴う費用の負担等

愛称表示に伴う次の費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。

歩道橋の愛称表示、愛称表示の維持補修及び契約期間終了後の原状回復

においてネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

歩道橋への愛称表示及び愛称表示の維持補修、消去にあたっては、ネーミングライツ・パートナーが、道路管理者三重県に対し、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の施工承認申請を行い、承認を受けたうえで実施するものとします。なお、愛称表示は塗装又はシール（複数文字一括の貼付けは不可）によるものとし、看板類の設置はできません。

なお、別途、道路交通法に基づく道路使用許可申請が必要な場合があります。

#### （５）応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの

消費者金融に係るもの

たばこに係るもの

ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

法律に定めのない医療類似行為を行うもの

県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けている者

消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者

暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

その他、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

### 3 応募方法

#### （１）提出書類

申込みにあたっては、以下の書類を県に提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。また、愛称案の修正を求めるこ

とがあります。

ネーミングライツ取得申込書（様式 1）

ネーミングライツ取得申込に係る誓約書（様式 2）

暴力団との関係についての申立書（様式 3）

会社概要（企業紹介のパンフレット、ホームページのプリントアウトなどで可）

申込みの日の属する事業年度の直近 3 事業年度における貸借対照表、収支決算書、  
その他法人の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人の業務の内容  
を明らかにする書類

登記事項証明書（商業登記簿謄本）

納税証明書等（申込書提出日において、発行の日から 3 か月以内のものに限る）

イ 県税の納税確認書

ロ 消費税及び地方消費税の納税証明書その 3

定款、寄付行為若しくは規約

## （ 2 ） 申込期間

申込は随時受け付けています。

平成 29 年度 第 3 次応募期限 平成 30 年 3 月 30 日（金）

平成 30 年度 第 1 次応募期限 平成 30 年 7 月 31 日（火）

第 2 次応募期限 平成 30 年 11 月 30 日（金）

第 3 次応募期限 平成 31 年 3 月 29 日（金）

郵送の場合は、消印日をもって受け付けたものとします。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から  
午後 5 時 15 分までとします。

## （ 3 ） 申込先

「 8 問い合わせ先」へ郵送又は持参により提出してください。

## （ 4 ） 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間 随時受け付けます。
- ・ 受付方法 質問票（様式 4）に記入の上、ファクシミリ又は電子メールより、  
「 8 問い合わせ先」まで提出してください。  
（質問の提出から 2 日経過（土日祝日を除く）しても県担当者から、  
受け付けた旨の連絡が無い場合は、県担当者宛て電話にて質問の着信  
を御確認ください。）
- ・ 回答方法 県担当者から、ファクシミリ、又は電子メールにより回答します。  
（法人名等を除き、質問の概要を県のホームページにおいて公表する場  
合があります。）

## （ 5 ） その他

申込みに要する経費等は全て応募者の負担とします。

提出された書類はお返ししません。

提出された書類は、必要に応じ複写します。

（使用は県庁内及び歩道橋ネーミングライツ選定委員会及び事前審査会での検討  
に限ります。）

情報公開請求があった場合には、三重県情報公開条例に基づき、提出された書類  
を公開することがあります。

#### 4 選定方法

##### (1) ネーミングライツ・パートナー候補者の選定

歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会及び事前審査会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。なお、選定委員会、事前審査会とも、愛称案の修正を求めた上で適否の判定等を行うことがあります。

##### 事前審査

歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会事前審査会による事前審査を実施し、専門的な視点から、応募資格、経営状況、愛称案、応募金額、応募契約期間の適否を判定します。

審査区分	審査項目
応募資格	本募集要項2(5)に定める応募資格を満たしているか
経営状況	ネーミングライツ料が未納となる恐れはないか
愛称案	愛称案は、本募集要項2(3)に定める条件を満たしているか
	愛称案は、親しみやすさ、呼びやすさを有し、歩道橋のイメージにあっているか
	愛称案の掲出表示内容は、屋外広告物として法令上問題がないか
応募金額	契約下限額を下回っていないか
応募契約期間	3年から5年の範囲内となっているか

##### 最終審査

歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、応募が複数あった場合には、応募金額や契約期間により、応募者間の順位付けを行ったうえで、ネーミングライツ・パートナー候補者を選定します。

順位付けにあたっての考え方は、下記表のとおりとします。

なお、応募が競合した場合、個別の応募であると、まとめた応募であるに関わらず、順位付けは歩道橋ごとに行い、それぞれの歩道橋について最高点の応募者が候補者となります。

<p>応募者間の順位付け</p>	<p>財政的な観点と歩道橋の愛称として定着させる観点を踏まえ、以下の算式により応募者の得点を算定し、得点の高い順に順位付けを行う。</p> <p>得点 = <math>100 \times (\text{応募金額} / \text{当該歩道橋の契約下限額}) \times \text{応募契約期間に応じた係数}</math></p> <p>少数第3位を四捨五入し、少数第2位止めとする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>応募契約期間</th> <th>3年間</th> <th>4年間</th> <th>5年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>得点が同点となった場合は、応募契約期間の長い提案を上位とする。応募契約期間も同じ場合は、抽選により選定する。</p>	応募契約期間	3年間	4年間	5年間	係数	1.00	1.05	1.10
応募契約期間	3年間	4年間	5年間						
係数	1.00	1.05	1.10						

(2) 選定結果

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定と基本合意書の締結

県は、歩道橋ネーミングライツ・パートナー選定委員会において選定した候補者と愛称の導入時期等について協議を行い、合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーと決定し、基本合意書を締結します。

また、基本合意書の締結にあたっては、ネーミングライツ・パートナーの名称、歩道橋の愛称、契約金額及び期間等を公表します。

なお、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

5 契約締結

基本合意書締結後、愛称の導入時期までに、愛称の使用等に係る詳細について別途契約を締結するものとします。

6 ネーミングライツ料の支払い

- ・ ネーミングライツ料は、各契約年度の4月末日までに当該年度分をお支払いいただくものとします。なお、契約初年度においては、契約日に応じ月割り（初月算入）で当該年度分を計算することとします。

（ただし、初年度は別途定める期日までとします。また、年度分は一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

- ・ 契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すことのできない事由により当該歩道橋に愛称表示ができなくなった場合は、表示期間の変更等の措置を行うこととします。これによりがたい場合は、ネーミングライツ・パートナーと三重県とで別途協議のうえ対応することとします。

7 留意事項

- ・ ネーミングライツ・パートナーの決定後に、ネーミングライツ・パートナーが「2（5）応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、県はネーミングライツ・パートナーの決定の取消し又は契約の解除をすることができるとします。その場合、既に納付済みのネーミングライツ料は返金しないものとします。また、原状回復はネーミングライツ・パートナーの負担において行うものとします。

8 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県県土整備部道路管理課道路管理班（三重県庁5階）  
電話 059-224-2675 ファクシミリ 059-224-2196  
電子メール dorokan@pref.mie.jp